

「就学支援金」と「授業料軽減助成金」

- 国の法律に基づき「就学支援金」が学校に交付され、申請した家庭の授業料負担を軽減します。
- 都内にお住まいの方は、「就学支援金」制度に加えて東京都私学財団の「授業料軽減助成金」による給付をあわせて受け取ることができます。
- 「就学支援金」と「就学支援金」の加算分は、保護者の年収(世帯年収)により金額が決定されます。
- 授業料以外の学費負担軽減として「奨学給付金(都)」制度があります。保護者の年収により給付されます。
- 都外在住の方はお住まいの自治体へお問い合わせください。

〈令和6年度の例〉 ※令和7年度以降は変更になる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。

授業料負担軽減額は

- ①国の就学支援金
②東京都の授業料軽減助成金(都民対象) } 合わせて最大で **48万4,000円**

- ①と②の内訳は、申請者の所得により、異なります。
- 区分 A に該当する場合は②のみ、
区分 B・C に該当する場合は①と②それぞれ別に申請が必要です。
- どの区分に該当するかを判別するため、
全ての申請者について所得の確認が必要となります。

区分	所得のある保護者が1人	所得のある保護者が2人	授業料の負担軽減 (年484,000円まで※1)	
世帯年収(目安)の区分 ※2	A	約910万円以上 約1,090万円以上	②都の授業料軽減助成金 6~7月申請 484,000円 (それぞれ別に申請が必要)	
	B	約910万円未満 約590万円以上	約1,090万円未満 約740万円以上	①国の就学支援金 4月・7月申請 118,800円 6~7月申請 365,200円
	C	約590万円未満	約740万円未満	4月・7月申請 396,000円 6~7月申請 8,000円

※1 授業料の負担軽減額は、484,000円の範囲内で、在学校の授業料額(保護者が負担した金額)が上限です。

※2 年収目安は、保護者1人へのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。

年収は目安であり、区市町村民税課税標準額等に基づき審査を行います。

お申し込み

申請手続きの詳細は、ご入学後にご案内いたします。

両制度のお問い合わせ先 **公益財団法人 東京都私学財団 TEL.03-5206-7925**

※この内容は2024年度(令和6年度)のものです。2025年度(令和7年度)以降は変更となる場合がございますので、ご入学後に改めて内容をご確認ください。